

生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、物価高騰等に直面する生活困窮者を支援するため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う給付事業に対し助成するものとする。

(補助対象)

第3条 この補助金の補助対象は、令和4年6月1日現在において、市町村民税均等割非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯又は家計急変世帯として市町村長が認めた世帯のうち、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）」及び「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）」の対象となる世帯を除いた世帯に対する生活困窮者緊急生活支援金の給付に要する経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較してそれぞれ少ない方の額を選定する。ただし、区分(2)において、基準額に抛りがたい特別な事情がある場合には、基準額の合算額の範囲内で別途協議して定める額とする。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を行う場合には、あらかじめ変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年法律第179号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 知事は、前号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は財産処分制限期間を勘案して定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告)

第7条 事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日(前条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日から1箇月を経過した日)又は補助金の交付を決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、事業完了後、精算払とする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行し、令和4年5月30日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1)生活困窮者 緊急生活支援 金	1世帯あたり 15,000 円	扶助費、補助金	10 分の 10
(2)生活困窮者 緊急生活支援 金給付事業の 実施に必要な 事務費	次に掲げる経費 (1) システム改修・導入等経費 2,000,000 円 (2) (1)以外の経費 1,000 円に対象世帯数を乗じて 得た額 (※) ※対象世帯数は、次に掲げる世帯 数を合算したものとする。 ① プッシュ型給付の対象とな る世帯数 ② 申請型給付の受付世帯数	市町村長が行う事 業の実施に必要な 次に掲げる経費 (1)委託料、その他知 事が認める経費 (2)超過勤務手当、管 理職員特別勤務手 当、給料及び超過勤 務以外の諸手当（会 計年度任用職員及 び臨時的任用職員 （臨時の職に関す る場合に限る。以下 同じ。）に関するも のに限る。）、報酬、 職員旅費、需用費 （消耗品費、燃料 費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費等）、 役務費（通信運搬 費、広告料、手数料、 筆耕翻訳料等）、使 用料及び賃借料、共 済費（会計年度任用 職員及び臨時的任 用職員に関するも のに限る。）、報償 費、委託料、その他 知事が認める経費	10 分の 10